

Ⅱ 教 務 関 係

鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに 課程修了の認定等に関する規則

第 1 章 定期試験

第 1 条 定期試験は、各学期末に実施する。

2 中間試験は、必要のある授業科目（以下「科目」という。）について各学期の中間に実施する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、平素の成績で評価のできる科目は、定期試験を行わないことがある。

第 2 条 定期試験を、病気、忌引、その他やむを得ない理由により受けられなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。

第 2 章 学業成績評価

第 3 条 学業成績（以下「成績」という。）の評価は、出席時数が所定の授業時数の 5 分の 4 以上の科目についてのみ行う。

2 出席時数の算出方法については、別に定める。

第 4 条 成績は、定期及びその他の試験、学習態度、出席状況等を総合して科目ごとに原則として 100 点法で評価する。

2 成績を 100 点法で評価しない科目については、別に定める。

第 5 条 学期末には、その学期の成績を評価する。

2 通年で開講される科目の学年の成績は、各学期の成績に基づいて学年末に評価する。

3 一つの学期で終了する科目の学年の成績は、原則としてその学期末の成績とする。

4 学期末、または学年末の成績の評価について必要な事項は、別に定める。

第 6 条 学年の成績の評価は、次の各号のとおりとする。

（1）100 点法で評価する科目

優 …… 80 点から 100 点まで

良 …… 70 点から 79 点まで

可 …… 60 点から 69 点まで

不可 …… 59 点以下

（2）100 点法で評価しない科目

合 …… 合格

否 …… 不合格

第 7 条 定期試験及び中間試験において不正行為を行った者は、その時以降の当該試験中の受験を停止させ、その期間中に実施された全科目の得点は 0 点とする。

第3章 修得及び単位の認定

第8条 学年の成績の評語が、優・良・可・合のいずれかである科目に対しては、その科目を修得したものとして所定の単位を認定する。

2 修得単位数には、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第27条、第31条及び第32条の規定により、認定された単位数も含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、現学年に留められた者の当該学年の科目については、別に定める科目を除き、再履修するものとする。

第8条の2 学則第14条第2項の別表第1に規定する特別学修A及び同項の別表第2に規定する特別学修Bについては、各種技能検定試験等のうち、本校が教員の指導の下に学習し、合格した場合に単位の修得を認定することが適当であると認めるものであって、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項に規定する特別学修A又は特別学修Bについては、本校における授業科目の修得とみなし、申請により所定の単位の取得を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

3 特別学修A及び特別学修Bとして認定する単位数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

4 第2項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。

第8条の3 学則第32条第1項に規定する、その他文部科学大臣が別に定める学修の、本校における授業科目の履修とみなすことのできる科目を、特別学修Cとし、各種技能検定試験等のうち、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に規定する特別学修Cについては、申請により所定の単位を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

3 特別学修Cとして認定する単位数は、別表第3に定めるとおりとする。

4 第2項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。

5 第2項により認定された単位は、学則第14条第2項の別表第1又は別表第2の定めるB群科目の修得単位とみなす。

第8条の4 第8条の2第2項及び前条第2項の規定により認定された単位の取扱いは、別表第4のとおりとする。

2 学則第31条第1項及び第32条第1項の規定により認定された単位の取扱いは、別表第5のとおりとする。

- 3 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち、複数の階級のあるものについて、同時に複数の階級に合格した場合には、別表第1及び別表第2並びに別表第3において上位の階級について、定められた単位数を認定する。
- 4 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち複数の階級のあるものについて、下位の階級に合格した後に、上位の階級に合格した場合は、別表第1及び別表第2並びに別表第3に定められた上位の階級に対応する単位数から、下位の階級に対応する単位数を控除した単位数を認定する。
- 5 第8条の2第1項に規定する特別学修A及び第8条の3第1項に規定する特別学修Cについて、卒業の要件を満たすための単位として認定できる単位数は合わせて12単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の認定

第9条 学年の課程修了の認定は、進級判定会議又は卒業判定会議において審議の上、校長が行う。

第10条 第1学年から第4学年については、次の各号のうち当該学年に関わる要件を満たした者は、その学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者
- (3) 第1学年末において、修得単位の合計が一般科目17単位を含んで25単位以上の者
- (4) 第2学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目43単位を含んで58単位以上の者
- (5) 第3学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目60単位を含んで98単位以上の者
- (6) 第4学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目65単位を含んで136単位以上の者
- (7) 当該学年で実施された特別活動の出席時数が所定の時数の5分の4以上である者

第11条 次の各号に該当する者は、第5学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席した日数が、出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得している者
- (3) 学科が指定する科目の単位を修得している者
- (4) 当該学年までに一般科目75単位、専門科目82単位を含んで167単位以上修得している者

第12条 前2条の出席すべき日数は、学則に規定する休業日以外のすべての日数とする。

第13条 第1学年から第4学年までの各学年の課程を修了した者は、それぞれ上級学年に進級させる。

第14条 削除

第15条 第9条の規定にかかわらず、退学する者の取扱いについては、校長が別に定める。

第5章 再 試 験

第16条 進級者の不可の科目については、原則として再試験を行い、進級者の否の科目については再試験を行わない。

2 再試験を行わなくてもよい科目については、別に定める。

第17条 再試験による単位修得の可否の確認は、教務委員会において行う。ただし、実技をともなう科目については、再試験を行わないことがある。

第18条 再試験によって修得した科目の評価は、60点とする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度の第2学年以上に係る者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 附則のただし書きを削る。

3 昭和53年度の第3学年以上に係る者については、学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（Ⅱ）を適用する。

附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（Ⅱ）は廃止する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年11月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第10条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に不可となった科目の再試験の評価に関しては、第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年6月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年11月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において、現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第8条の2及び第8条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年6月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1-1 特別学修A(令和4年3月31日現在の在学者(以下「在学者」という。))及び令和4年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用)

	名称・資格・得点		単位数	表記	備 考
	TOEIC	850点以上	6	TOEIC	
		700-849	4		
		500-699	2		
		400-499	1		
	ドイツ語検定	3級	2	独語検	
		4級	1		
	法学検定試験	ベーシック＜基礎＞コース	2	法学検	
	海外語学研修		1		
	海外異文化研修		1		
	教養講座Ⅰ				詳細は別途定める

別表第1-2 特別学修A(令和4年4月1日以降の入学者適用)

	名称・資格・得点		単位数	表記	備 考
	TOEIC	850点以上	6	TOEIC	
		700-849	4		
		500-699	2		
		400-499	1		
	ドイツ語検定	3級	2	独語検	
		4級	1		
	法学検定試験	ベーシック＜基礎＞コース	2	法学検	
	グローバル・プラクティス	海外語学研修	1		詳細は別途定める
		海外異文化研修	1		
		実践英語プログラム	1		
		グローバルPBL	1		
	リベラルアーツ特別講義Ⅰ		1		詳細は別途定める
	リベラルアーツ特別講義Ⅱ		1		
	リベラルアーツ特別講義Ⅲ		1		

別表第2-1 特別学修B(平成31年3月31日現在の在学者(以下「在学者」という。))及び平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用)

	名称・資格・得点		単位数	表記	備 考
	技術士第一次試験		4		
	水質関係第一種公害防止管理者試験		4		
	危険物取扱者試験	乙種第4類	1		
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線 技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	ボイラー技士	2級	1	ボイラー	
	工事担任者試験	第1, 2級アナログ通信, AI第2種	1	工事担任 者	旧AI第1, 3種 旧DD第1, 3種
		第1, 2級デジタル通信, DD第2種			
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの 上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最 初に取得したⅢは、第8条の4第4 項に該当するが、その後取得し たⅢについては、第8条の4第4項 を適用しない。
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		情報セキュリティスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
	情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1		
	2級土木施工管理技術検定試験	学科試験	1	土木施工	
	2級建築施工管理技術検定試験	学科試験	1	建築施工	
	教養講座Ⅱ				詳細は別途定める

別表第2-2-1 特別学修B(令和4年4月1日以降の入学者適用)

対象学科	名称・資格・得点		単位数	表記	備 考
全学科	未来創造特別講義Ⅰ		1		詳細は別途定める
	未来創造特別講義Ⅱ		1		
	未来創造特別講義Ⅲ		1		
	未来創造特別講義Ⅳ		1		

別表第2-2-2 特別学修B(平成31年4月1日から令和7年3月31日までの入学者(以下「入学者」という。))及び入学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用)

対象学科	名称・資格・得点	単位数	表記	備考	
機械 工学科	技術士第一次試験	2			
	危険物取扱者試験	乙種第4類	1		
	ボイラー技士	2級	2	ボイラー	
	機械設計技術者	3級	2	機械設計	
	2次元CAD利用技術者	2級	1	2次元CAD	
	3次元CAD利用技術者	準1級	1	3次元CAD	
	システム安全アソシエイト	1	1	システム安全	
電気電子 工学科	技術士第一次試験	2			
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	エネルギー管理士国家試験		2	エネルギー管理士	必須基礎区分及び電気分野 専門区分の合格に限る 令和4年4月1日以降の入学 者から適用
	工事担任者試験	第1.2級アナログ通信、AI第2種	各1	工事担任者	旧AI第1.3種 旧DD第1.3種
		第1.2級デジタル通信、DD第2種			
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するものとするが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
	ITサービスマネージャ				
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2	デジタル	専門科目 制御部門に限る。 3級は3年次までの合格に限る
	情報処理技術者試験Ⅰ	情報セキュリティマネジメント	各1		
基本情報技術者					
デジタル技術検定	1級	4			
	2級	2			
	3級	1			
電子制御 工学科	技術士第一次試験	2			
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	
		2級	2		
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任	
		3種	2		
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するものとするが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない。
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
		システム監査技術者			
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2	デジタル	専門科目 制御部門に限る
	デジタル技術検定	1級	4		
		2級	2		
	情報 工学科	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士
2級			2		
工事担任者試験Ⅱ		総合通信	2	工事担任者Ⅱ	工事担任者試験Ⅱは、Ⅰの上位階級とする 旧AI・DD総合種
工事担任者試験Ⅰ		第1.2級アナログ通信、AI第2種	1	工事担任者Ⅰ	Ⅰの区分による認定は累積上限1単位とする 旧AI第1.3種、旧DD第1.3種
		第1.2級デジタル通信、DD第2種			
情報処理技術者試験Ⅲ		ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
システム監査技術者					
情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		情報セキュリティⅢはⅠの上位階級とする	
情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1			
情報セキュリティⅢ	情報処理安全確保支援士	3			
情報セキュリティⅠ	(情報処理技術者試験) 情報セキュリティマネジメント	1			
ウェブデザイン技能検定試験	3級	1			
都市環境 デザイン 工学科	技術士第一次試験	2		建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門に限る 単位認定は1部門のみとする	
	水質関係第一種公害防止管理者試験	4			
	土木施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	土木施工	1級は2級の上位階級とする
		2級	1		
	建築施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	建築施工	1級は2級の上位階級とする
		2級	1		

別表第2-2-3 特別学修B(令和7年4月1日以降の入学者適用)

対象学科	名称・資格・得点	単位数	表記	備考		
機械 工学科	技術士第一次試験	2				
	危険物取扱者試験	乙種第4類	1			
	ボイラー技士	2級	2	ボイラー		
	機械設計技術者	3級	2	機械設計		
	機械保全技能士	3級	1	機械保全		
	2次元CAD利用技術者	2級	1	2次元CAD		
	3次元CAD利用技術者	準1級	1	3次元CAD		
	システム安全アソシエイト		1	システム安全		
電気電子 工学科	技術士第一次試験	2				
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士		
		2級	2			
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任		
		3種	2			
	エネルギー管理士国家試験		2	エネルギー管理士	必須基礎区分及び電気分野 専門区分の合格に限る	
	工事担任者試験	第1、2級アナログ通信、AI第2種 第1、2級デジタル通信、DD第2種	各1	工事担任者	旧AI第1,3種 旧DD第1,3種	
		情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト			各3
	システムアーキテクト					
	プロジェクトマネージャ					
	ネットワークスペシャリスト					
	データベーススペシャリスト					
	エンベデッドシステムスペシャリスト					
情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2				
情報処理技術者試験Ⅰ	情報セキュリティマネジメント 基本情報技術者	各1				
	電子制御 工学科	技術士第一次試験	2			
陸上無線技術士国家試験		1級	4	陸上無線技術士		
		2級	2			
電気主任技術者国家試験		2種	4	電気主任		
		3種	2			
情報処理技術者試験Ⅲ		ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するものとするが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない。	
		システムアーキテクト				
		プロジェクトマネージャ				
	ネットワークスペシャリスト					
	データベーススペシャリスト					
	エンベデッドシステムスペシャリスト					
情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2				
情報 工学科	陸上無線技術士国家試験	1級	4			陸上無線技術士
		2級	2			
	工事担任者試験Ⅱ	総合通信	2	工事担任者Ⅱ	工事担任者試験Ⅱは、Ⅰの上位階級とする 旧AI・DD総合種	
	工事担任者試験Ⅰ	第1、2級アナログ通信、AI第2種 第1、2級デジタル通信、DD第2種	1	工事担任者Ⅰ	Ⅰの区分による認定は累積上限1単位とする 旧AI第1,3種、旧DD第1,3種	
		情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト			各3
	システムアーキテクト					
	プロジェクトマネージャ					
	ネットワークスペシャリスト					
	データベーススペシャリスト					
	エンベデッドシステムスペシャリスト					
情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2				
情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1				
情報セキュリティⅢ	情報処理安全確保支援士 (情報処理技術者試験)	3	情報セキュリティⅢはⅠの上位階級とする			
情報セキュリティⅠ	情報セキュリティマネジメント	1				
都市環境 デザイン 工学科	ウェブデザイン技能検定試験	3級	1			
	技術士第一次試験		2		建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門に限る 単位認定は1部門のみとする	
	水質関係第一種公害防止管理者試験		4			
	土木施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	土木施工	1級は2級の上位階級とする	
		2級	1			
	建築施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	建築施工	1級は2級の上位階級とする	
		2級	1			

別表第3-1 特別学修C(令和7年3月31日現在の在学者(以下「在学者」という。))及び令和7年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用)

名称・資格・得点			単位数	表記	一般科目・専門科目の別 備考
	実用英語技能検定	1級	6	実用英検	一般科目
		準1級	4		
		2級	2		
	技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	技術英検	一般科目 旧工業英検
		準プロフェッショナル	4		
		1級	3		
		2級	2		
	日本漢字能力検定	1級	4	漢字検定	一般科目
		準1級	3		
		2級	2		
		準2級	1		
	デジタル技術検定	1級	4	デジタル	専門科目 制御部門に限る 3級は3年次までの合格に限る
		2級	2		
		3級	1		

別表第3-2 特別学修C(令和7年4月1日以降の入学者適用)

名称・資格・得点			単位数	表記	一般科目・専門科目の別 備考
	実用英語技能検定	1級	6	実用英検	一般科目
		準1級	4		
		2級	2		
	技術英語能力検定	プロフェッショナル	6	技術英検	一般科目 旧工業英検
		準プロフェッショナル	4		
		1級	3		
		2級	2		
	日本漢字能力検定	1級	4	漢字検定	一般科目
		準1級	3		
		2級	2		
		準2級	1		

別表第4

	特別学修A	特別学修B	特別学修C
- 平成31年3月31日現在の在学者（以下この表において「在学者」という。） - 平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：2月 上限：6単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：2月 上限：6単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：2月 上限：6単位 （同一年度内）
平成31年4月1日から令和4年3月31日までの入学者 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：2月 上限：6単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：2月 上限：6単位 （同一年度内）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 申請時期：2月 上限：6単位 （同一年度内）
- 令和4年4月1日以降の入学者 - 令和4年4月1日以降の入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：5年次の4月と2月 上限：12単位 （5年間）	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：2月 上限：6単位 （同一年度内）	卒業の要件を満たすための単位とすることができる。 申請時期：5年次の4月と2月 上限：12単位 （5年間）

別表第5

	学則第31条 (他の高等専門学校における授業科目の履修)	学則第32条 (他の教育施設における学修)
- 平成31年3月31日現在の在学者(以下この表において「在学者」という。) - 平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。
- 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの入学者 - 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。
- 令和4年4月1日以降の入学者 - 令和4年4月1日以降の入学者の属する年次に編入学又は転入学する者	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 ただし、本校が特別学修A及び特別学修Bとして指定したものは除く。	学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができない。 ただし、本校が特別学修A及び特別学修Bとして指定したものは除く。

別紙様式

学級担任

特別学修単位認定申請書

年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

工学科 年 番

氏名

(入学年度 年)

下記のとおり技能検定等に合格・得点しましたので、単位認定を申請いたします。

記

1. 技能検定等の種類

名 称	資格・得点

2. 認定を受けようとする特別学修の種類及び単位数

種 類 ☐ 特別学修 A ☐ 特別学修 B ☐ 特別学修 C
 単位数 { } 単位

3. 添付書類 ☐ 合格認定証（写し）

☐ その他〔 〕

4. 既に単位認定受けた技能検定等の種類等

☐ なし

□ あり 年 月 (年次)

名 称	資格・得点	年 次